

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩二

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
鴻巣桶川さいたま線	上尾市大字上字町谷九四番二地先から 同市緑丘二丁目五二〇番三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)	平成二十九年二月十四日	平成二十九年二月十四日付け埼玉県北本 県土整備事務所長告示第四号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長一五一〇・九〇メートル